

令和2年9月1日

No.151

発行

一般社団法人  
練馬西青色申告会

なりま西

## 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



## 着任のご挨拶

練馬西税務署長

大久保 貴之

一般社団法人練馬西青色申告会の皆様方におかげましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で東京国税局調査部から参りました大久保でございます。前

任の山元署長同様ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

梶野会長をはじめ、練馬

西青色申告会の皆様方には、日頃より税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、誠実な納税者団体として、青色申告制度の普及・定着や会員の一層の記帳水準の向上に取り組まれるとともに、各種講演会や租税教室の開催、小学生の書道展の

実施など、様々な事業活動や租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。これはひとえに、会員の皆様方一人一人が熱意をもつて会活動に取り組まれた賜物であり、心から敬意を表すとともに、税務行政へのご協力に深く感謝申し上げます。

さて、最近の税務行政をとりまく環境は、経済社会のICT化やグローバル化が進展するなど、急速に変化しております。こうした変化に柔軟に対応しながら、「納税者の自発的な納稅義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命を果たしていく所存です。

斯くて、税のよき理解者、パートナーである皆様方のご支援・ご協力が必要となりますので、引き続き周知・広報等の取り組みにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方並びにご家族の皆様のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

ス感染症の拡大に伴い、国税当局としても確定申告期限の延長など、様々な措置を講じてまいりました。さ

らなる拡大が懸念される今般、拡大防止に向け、税務署に出向くことなく各種手続きを行うことができるe-Taxやダイレクト納付などのより一層の利用普及が望れます。

また、新型コロナウイル

ス感染症の拡大に伴い、国税当局としても確定申告期限の延長など、様々な措置を講じてまいりました。さ

らなる拡大が懸念される今般、拡大防止に向け、税務署に出向くことなく各種手続きを行うことができるe-Taxやダイレクト納付などのより一層の利用普及が望れます。

結びに当たりまして、一般社団法人練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方並びにご家族の皆様のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

結びに当たりまして、一般社団法人練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方並びにご家族の皆様のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

◆税務署 人事異動

職名		御 氏 名	転出先
署 長	山 元 逸 郎	ご 退 官	
副 署 長	柄 川 弘 一	緑 ( 副 署 長 )	
個人課税1統括官	大 山 武 郎	玉川 ( 個 人 1 統 括 官 )	
個人課税2統括官	浅 見 光 浩	麻 布 ( 個 人 2 統 括 官 )	
個人課税第1部門総括上席	高 田 一 男	渋 谷 ( 開 発 特 官 上 席 )	
個人課税第1部門指導上席	樋 口 彰 人	雪 谷 ( 個 人 1 上 席 )	

職名		御 氏 名	前 任 地
署 長	大 久 保 貴 之	局調査三部調査36(統括官)	
副 署 長	吉 澤 刚 史	武藏府中(副署長)	
総 務 課 長	草 野 良 夫	留 任	
個人課税1統括官	加 藤 俊 枝	本 所 ( 個 人 1 統 括 官 )	
個人課税2統括官	上 田 秀 樹	八 王 子 ( 個 人 2 統 括 官 )	
個人課税3統括官	根 本 幸 一	留 任	
個人課税第1部門総括上席	丸 山 亮 祐	局課税一部統括実査官(実査官)	
個人課税第1部門指導上席	田 邊 智 史	局総務部情報処理5(主任)	

# 新型コロナ ウイルス感染症 個人事業者向け 主な支援策 の概要

給付など

貸付

猶予・軽減

売上減少で事業継続が困難なとき	申請が必要
<b>持続化給付金</b>	<b>最大 100 万円</b>
※売上が前年同月比で 50%以上減少、令和 2 年 1 月～3 月の創業者など	
売上減少で家賃支払いが困難なとき	申請が必要
<b>家賃支援給付金</b>	<b>最大 300 万円</b>
※売上が前年同月比で 50%以上減少など、家賃の一部を 6 か月分給付	
子どもの世話で就労できない人に	申請が必要
<b>小学校休業等対応支援金</b>	<b>1 日 7,500 円</b> (3 月までは 1 日 4,100 円)
※青色事業専従者も対象	
貸付資格のある小規模共済加入者に	申し込みが必要
<b>小規模企業共済 特例緊急経営安定貸付け</b>	
※納付掛金総額の 7～9割（最大 2,000 万円）、無利子、保証人不要、 据え置き期間 1 年、償還期間 4 年または 6 年、貸付けまで 2～3 週間	
売上減少で資金繰りが困難なとき	申し込みが必要
<b>実質無利子・無担保融資</b>	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 商工中金 民間金融機関
※3 年間無利子、据え置き期間 最長 5 年	まで
売上減少で納税が困難なとき	申請が必要
<b>国税・地方税の納税の猶予制度の特例</b>	
※売上が前年同月比で 20%以上減少など、延滞税なし、1 年間猶予、無担保	
売上減少のとき来年の納税が軽減	申請が必要
<b>償却資産・事業用家屋の固定資産税などの軽減</b>	
※令和 3 年度課税分が売上減少に応じて 50%または 100%軽減	

(注) 各種支援策の詳細や最新の情報は、各府省庁・自治体のホームページなどでご確認ください。

 青色申告会

令和 2 年 6 月 23 日現在

※さまざまな給付金がありますので、お忘れのないようご参考にしてください。

# 新型コロナ ウイルス感染症 個人・世帯向け 主な支援策 の概要

給付など	すべての人に	申請が必要
	特別定額給付金	1人10万円
	生活が苦しいひとり親世帯に	申請が必要な場合あり
	臨時特別給付金	1世帯5万円
	※第2子以降はひとり3万円加算、収入減世帯にはさらに5万円支給	
	住居を失った人などに	申請が必要
	住居確保給付金	原則3か月家賃相当額
	※最長9か月まで延長	
貸付	コロナに感染した人に	申請が必要
	国民健康保険などによる傷病手当金	
	※青色事業専従者や従業員の場合（事業主は対象外）	
	生活資金にお悩みの人に	申請が必要
減免・猶予	緊急小口資金・	最大80万円(2人以上世帯)
	総合支援資金	最大65万円(単身世帯)
	※無利子、保証人不要、返済免除制度あり	
減免・猶予	収入減少で支払いが困難なとき	申請が必要
	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料などの減免・猶予	
	※お問い合わせは市区町村の担当窓口まで（国保組合加入者は組合窓口）	
減免・猶予	収入減少で支払いが困難なとき	まずはお電話でご相談
	電気・ガス・電話料金、NHK受信料などの各種公共料金の支払猶予・免除など	
	※お問い合わせは各事業所まで	

(注) 各種支援策の詳細や最新の情報は、各府省庁・自治体のホームページなどでご確認ください。

❖ 青色申告会

令和2年6月23日現在

※さまざまな給付金がありますので、お忘れのないようご参考にしてください。

## ● 医療費控除を受ける方

令和2年分の確定申告から、医療費控除の明細書【内訳書】を記入して添付する必要があり、令和元年以前のように医療費の領収書をまとめて提出または提示し、医療費の合計額を確定申告書に記載するだけ下さい。そこで、その医療費控除の明細書【内訳書】の記入方法がわからないう方は練馬西青色申告会へお越しくださいようお願い致します。

な、医療費の領収書は医療費控除の明細書【内訳書】の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間税務署から医療費の領収書(医療費通知に係わるもの)を除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管くださいようお願いします。

## ● 引越しをした場合の注意点

引越しをされた場合、郵便局に転送届けを提出する他に納税地の異動に関する届出書を遅滞なく引越し前の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。その他引越しをした場合の注意点をいくつか述べさせていただきます。

## ★ 振替納税をされている方

引越しをされたことにより所轄の税務署が変更となつた場合は、速

やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を新しい納税地を所轄する税務署へ提出願います。

## ★ 引越し前の住まいが賃貸住宅である場合

引越し前の住まいを業務用にも使用している場合(店舗併用住宅など、以下同じ)には、返金されなかつた敷金のうち業務用に使用している部分についてはその業務の必要経費にできます。

## ★ 引越し前の住まいが自己所有である場合

引越し前の住まいについて土地や建物を売却した場合には分離課税の譲渡所得として申告する必要があります。

## ★ 新たな住まいが賃貸住宅である場合

礼金、権利金、敷金、保証金、地代家賃の金額を調べる必要がありますので賃貸借契約書などをご持参いただきますようお願いします。

## ★ 新たな住戸が自己所有である場合

償還期間が十年以上の住宅借入金等を利用して家屋の新築又は増改築等をして居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときは(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることが出来ます。必ず確定申告が必要となりますのでご注意ください。

## 事務局長就任挨拶

高田 恵子



会員の皆様には日頃より、会活動にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

この度、七月十六日付で、事務局長に就任させて頂きました。高田恵子でございます。

平成十九年より会員、役職員の皆様の温かさの中で、勤務させて頂きました。

新たな立場での責務の重大さに、緊張とともに身の引き締まる思いで一杯ですが、感謝の思いを忘れる事なく、微力ではございますが、会の発展のために、頑張ってまいります。

新型コロナウイルスによる社会状況の急激な変化で、不安な事も多く、大変な状況が続いているますが、関連団体の皆様との連携を密にご指導、ご協力を賜りながら、一歩一歩進んでまいりたいと思います。

会員、役職員の皆様の変わらぬご支援、ご協力をいただきましたことに深く感謝申しあげますと共に、大過なく

無事に役を終えられましたことに安堵の気持ちと一抹の寂しさを感じておりますが、これからは会員の皆さまの指導を中心にお手投げして参りますので、今後とも新事務局長共々変わらぬご支援を宜しくお願い申し上げます。

## 事務局長退任挨拶

高橋 敏子

会員の皆さまには日頃よりご協力ご支援を賜り誠に感謝申上げます。

平成二十年十一月から十一年半余り事務局長を務めて参りましたが、今年の七月十五日付けで退任しましたので会員の皆さまに

これまで沢山の講習会等を開催させていただきご協力ご支援をいただきましたことに深く感謝申しあげます。

## マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円  
※返済期間：運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内

2021年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.21% (2020年8月3日現在)  
※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)  
※他に練馬区の利子補給40% (3年間)  
※利用できる方：従業員20名以下  
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)  
※1年以上事業を行っている方  
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望の添えないことがあります。

### <窓口専門相談>

本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第1金曜日  
午後1時～4時 (30分単位)  
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日  
4月～12月 毎月第2火曜日  
午後1時～4時 (30分単位)  
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部  
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F  
区民・産業プラザ内  
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589